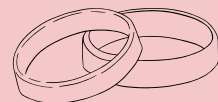


令和8年度

高梁市新婚さん スタートアップ事業補助金

高梁市での新婚生活を応援！
結婚に伴う新生活にかかる費用を助成します！

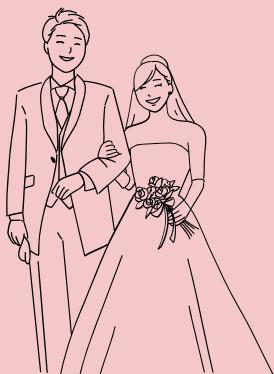


婚姻日における年齢が
夫婦ともに29歳以下の世帯

補助上限額
60万円

婚姻日における年齢が
夫婦ともに30歳以上39歳以下の世帯

補助上限額
30万円



【補助対象経費】

- 住居費（住宅取得）
- 住居費（住宅賃借）
- 引越費用
- リフォーム費用

【補助対象期間】

令和8年4月1日から
令和9年3月31日までに
支払った費用

※対象世帯や費用には詳細な要件があります。まずは下記までご連絡ください。

お問合せ先

高梁市役所こども未来課支援係
☎ 0866-21-2666

高梁市役所
ホームページ



【補助金の額】

- 婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯 補助上限額 60万円
- 婚姻日における年齢が夫婦ともに30歳以上39歳以下の世帯 補助上限額 30万円
※29歳以下と30歳以上39歳以下の夫婦の場合は補助上限額30万円に該当

[予算額]

210万円（うち国交付金額 140万円）

※予算の範囲内で助成するため、なくなり次第、受付を終了します。

【補助対象世帯】

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦（以下「新婚世帯」という。）のうち、以下のすべての要件を満たす人が対象となります。

- 婚姻日において新婚世帯の年齢がいずれも39歳以下であること。
- 補助金の申請日において、新婚世帯が本市に居住し、かつ、住民登録をしており、申請日から5年以上本市に定住する意思があること。
- 新婚世帯の所得額の合計額が500万円未満であること。※貸与型奨学金の返済を行っている場合、年間返済額を控除）
- 市税等の滞納がないこと。
- 申請日において、ライフデザイン支援講座等を新婚世帯が受講等していること
- 新婚世帯のいずれも生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でないこと。
- 新婚世帯のいずれも過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 新婚世帯が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

【補助対象経費】

新婚世帯が支払った婚姻に伴い発生した以下の費用

- (1) 住居費（住宅所得） 購入費、建築費
- (2) 住居費（住宅賃借） 賃料、礼金、共益費及び仲介手数料
（賃料及び共益費は最大6か月分）
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いに係る実費
- (4) リフォーム費用 住宅の機能の維持または向上を図るために行う、修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

注）補助上限額は(1)～(4)の費用合計によって算出

- 申請書以外にも提出が必要な書類があります。申請を検討される方は、事前にもとも未来課支援係までご連絡ください。

